

防衛省訓令第77号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の実施に関する訓令を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の実施に関する訓令

改正 平成28年 3月31日省訓第36号

令和 元年 5月31日省訓第 5号

令和 2年12月28日省訓第67号

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

- 第 2 章 使用（収用）の準備（第 4 条－第 7 条）
- 第 3 章 あっせん及び仲裁（第 8 条－第 11 条）
- 第 4 章 使用（収用）の認定の申請（第 12 条－第 18 条）
- 第 5 章 使用（収用）の認定の公告及び通知（第 19 条－第 21 条）
- 第 6 章 見積りによる補償金の支払（第 22 条）
- 第 7 章 裁決申請準備手続（第 23 条－第 28 条）
- 第 8 章 収用委員会の裁決（第 29 条）
- 第 9 章 測量、使用（収用）の廃止等による損失の補償（第 30 条－第 33 条）
- 第 10 章 使用（収用）に関する特別手続（第 34 条－第 36 条）
- 第 11 章 土地等の返還（第 37 条－第 39 条）
- 第 12 章 土地等の返還に伴う損失補償等（第 40 条）
- 第 13 章 緊急裁決（第 41 条・第 42 条）
- 第 14 章 代行裁決等（第 43 条－第 45 条）

第 1 5 章 雑則（第 4 6 条－第 4 9 条）

附則

第 1 章 総則

（通則）

第 1 条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和 2 7 年法律第 1 4 0 号。以下「特措法」という。）の規定に基づく土地等（特措法第 2 条に規定する土地等をいう。以下同じ。）の使用又は収用（以下「使用（収用）」という。）については、法令に定めのあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（使用（収用））

第 2 条 特措法第 3 条の規定による使用（収用）は、土地等の所有者（土地収用法（昭和 2 6 年法律第 2 1 9 号）第 5 条に規定する権利にあつては、権利者。以下同じ。）若しくは関係人が契約に応じない場合又は土

地等の所有者若しくは関係人が確認できず若しくはその住所が不明のため契約を締結することができない場合に行うことができる。

- 2 地方防衛局長は、前項の規定に基づき特措法の手続を行おうとするときは、手続に要する期間を勘案した上、地方協力局長に協議しなければならない。

(合意の成立等)

第3条 地方防衛局長は、使用（収用）の手続中において、その裁決が行われるまでに土地等の所有者又は関係人との間に合意が成立したときは、原則として別に定めるところにより賃（転）貸借又は買収として処理するものとする。

- 2 地方防衛局長は、前項の合意が成立したときは、遅滞なく、その旨を地方協力局長に報告しなければならない。

第2章 使用（収用）の準備

(所有者及び関係人の調査)

第4条 地方防衛局長は、土地等を使用（収用）しよう

とするときは、土地等の所有者及び関係人を登記簿、戸籍簿、住民票その他の書類により厳密に調査し、確認しなければならない。

(立入りの通知)

第5条 特措法第14条の規定により適用される土地収用法（第36条及び第38条を除き、以下単に「収用法」という。）第11条第1項ただし書の規定による通知は、別記第1号様式による土地等立入通知書によりしなければならない。

2 前項の場合において立入りが施設及び区域の提供についての閣議決定前であるときは、地方防衛局長は、地方協力局長に協議しなければならない。

3 特措法第18条第1項の規定による通知の様式については、第1項の規定の例による。この場合において、別記第1号様式中「防衛大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、「立ち入りたいので」とあるのは「立ち入るので、防衛大臣に通知しました。つきましては」と、「第14条の規定により適用される土地収用法第

1 1 条第 1 項ただし書」とあるのは「第 1 8 条第 1 項」とする。

第 6 条 収用法第 1 2 条第 1 項の規定による通知は、別記第 2 号様式による土地等立入通知書によりしなければならない。

2 特措法第 1 8 条第 2 項の規定による通知の様式については、第 1 項の規定の例による。この場合において、別記第 2 号様式中「防衛大臣」とあるのは「市町村長」と、「特別措置法」とあるのは「特別措置法（以下「特措法」という。）」と、「同法第 1 2 条第 1 項」とあるのは「防衛大臣に通知しました。つきましては、特措法第 1 8 条第 2 項」とする。

（障害物の伐除及び土地の試掘等の許可申請等）

第 7 条 収用法第 1 4 条第 1 項又は第 3 項の規定による許可申請は、障害物の伐除に係るものにあつては別記第 3 号様式による障害物伐除許可申請書により、土地の試掘等に係るものにあつては別記第 4 号様式による試掘等許可申請書によりしなければならない。

2 収用法第14条第2項の規定による通知は、障害物の伐除に係るものにあつては別記第5号様式による障害物伐除通知書により、土地の試掘等に係るものにあつては別記第6号様式による試掘等通知書によりしなければならない。

3 収用法第14条第3項後段の規定による通知は、別記第7号様式による障害物伐除通知書によりしなければならない。

第3章 あっせん及び仲裁

(あっせんの申請)

第8条 地方防衛局長は、収用法第15条の2第1項の規定によるあっせんを申請しようとするときは、あっせん申請書案にあっせんに付する理由を付記した上、地方協力局長に協議しなければならない。

2 収用法第15条の2第1項の規定によるあっせんの申請は、別記第8号様式によるあっせん申請書によりしなければならない。

3 地方防衛局長は、収用法第15条の2第1項の規定

によるあっせんを申請したときは、その旨を地方協力局長に報告しなければならない。

（あっせん案に対する回答）

第9条 地方防衛局長は、あっせん委員のあっせんに対し諾否の回答をしようとするときは、回答案を作成した上、地方協力局長に協議しなければならない。

（あっせんの打切り）

第10条 地方防衛局長は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法施行令（昭和27年政令第149号。以下「特措法施行令」という。）第5条の規定により適用される土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第1条の7の規定によるあっせん打切りの通知を受けたときは、遅滞なく、特措法第4条第1項の規定により使用（収用）の認定の申請をしなければならない。

（仲裁の申請）

第 1 1 条 地方防衛局長は、収用法第 1 5 条の 7 第 1 項の規定による仲裁を申請しようとするときは、仲裁申請書案に仲裁を申請する理由を付記した上、地方協力局長に協議しなければならない。

2 収用法第 1 5 条の 7 第 1 項の規定による仲裁の申請は、別記第 9 号様式による仲裁申請書によりしなければならない。

3 地方防衛局長は、収用法第 1 5 条の 7 第 1 項の規定による仲裁を申請したときは、その旨を地方協力局長に報告しなければならない。

第 4 章 使用（収用）の認定の申請

（申請書の作成）

第 1 2 条 地方防衛局長は、特措法第 4 条に規定する使用認定申請書又は収用認定申請書（以下「使用（収用）認定申請書」という。）の作成に当たっては、土地等の範囲を特定するようその書類（特に図面）の記載に注意しなければならない。

（所有者及び関係人の意見書）

第13条 地方防衛局長は、特措法第4条第1項に規定する土地等の所有者及び関係人の意見書を求めようとするときは、別記第10号様式による日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第4条第1項に規定する意見書の提出依頼についてにより、相当な期間において、配達証明及び内容証明の取扱いをする郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者が提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらの郵便に準ずる取扱いをするものとして防衛大臣が定めるもの（以下「配達証明付内容証明郵便等」という。）によりこれを依頼しなければならない。

2 地方防衛局長は、前項の意見書が提出されないときは、必要と認めれば土地等の所有者及び関係人に督促

した後、別記第11号様式による疎明書を使用（収用）認定申請書に添付しなければならない。

- 3 地方防衛局長は、過失なくして土地等の所有者又は関係人の氏名又は住所を知ることができないため意見書を求めることができないときは、その事情を明らかにした疎明書を使用（収用）認定申請書に添付しなければならない。

（関係行政機関等の意見書）

第14条 地方防衛局長は、特措法施行令第1条第1項第2号及び第3号に規定する意見書を求めようとするときは、前条第1項に準じてこれをしなければならない。ただし、配達証明付内容証明郵便等によることを要しない。

（農業用地調書）

第15条 地方防衛局長は、特措法第4条第1項の規定による使用（収用）の認定を申請しようとする土地に農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地又は採草放牧地（以下「農業用地」とい

う。)があるときは、別記第12号様式による使用(収用)認定申請土地の農業用地調書を作成し、農業用地の概略を示す図面を添付の上、使用(収用)認定申請書とともに防衛大臣に送付しなければならない。

(添付図面)

第16条 特措法施行令第1条第1項第1号に規定する土地等の図面は、次の各号に掲げるものをもって作成しなければならない。

(1) 使用(収用)しようとする土地等の位置を示す一般図(縮尺1/25,000又は1/50,000)

(2) 使用(収用)しようとする土地等の実測平面図(縮尺1/100から1/3,000までの程度)

(3) 提供土地等の全体(施設及び区域をいう。以下同じ。)と使用(収用)しようとする土地等の関連を示す概略図(提供土地等の全体を明らかにした図面に、使用しようとする土地は薄い

緑色で、収用しようとする土地は薄い黄色で着色し、使用（収用）しようとする土地等が、建物その他土地に定着する物件であるときはこれらの存する土地の部分を、権利であるときは当該権利の目的である物件の存する土地の部分を薄い赤色で着色すること。）

（４） 必要があるときは使用（収用）しようとする土地の地番を付した公図の写し

2 前項の図面は、位置図、実測図、概略図、公図の写し等の区別を明らかにしなければならない。

3 第1項第4号の公図の写しは、同項第2号の実測平面図を作成する際に地番ごとの測量ができないときは、必ず作成しなければならない。

4 特措法施行令第1条第1項第2号に規定する図面は、適宜の縮尺による実測平面図を原則とするものとする。

5 第1項第2号及び前項の実測平面図には、方位、地番、隣地の地番、境界標、各測点間の距離、面積算出表等を記載しなければならない。

(数量の記載)

第17条 使用（収用）認定申請書並びに特措法施行令第1条第1項第1号及び第2号に規定する土地等の調書に記載する数量は、地番別の実測数量とする。ただし、登記簿上の面積等は、これを備考欄又は別紙に付記するとともに、登記事項証明書を添付しなければならない。

2 土地の地番別の実測ができないときは、前項の規定にかかわらず使用（収用）しようとする土地の総実測面積を記載し、備考欄又は別紙に登記簿上の地番ごとの面積及び総面積を付記しなければならない。

(申請理由欄の記載)

第18条 地方防衛局長は、使用（収用）認定申請書の使用（収用）の認定を申請する理由欄に、使用（収用）の認定を申請するに至った土地等の所有者及び関係人との交渉の経緯のほか、その土地等の使用（収用）が特措法第3条の要件に該当すると認定するに足りる具体的理由（使用（収用）しようとする土地等の使用

目的、使用の方法、提供土地等の全体との関連におけるその土地等の客観的な必要性等）を詳細に記載しなければならない。

第 5 章 使用（収用）の認定の公告及び通知

（認定の公告）

第 1 9 条 特措法第 7 条第 2 項の規定による公告は、別記第 1 3 号様式による日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第 7 条第 2 項に基づく使用（収用）の認定公告によりしなければならない。

2 地方防衛局長は、使用（収用）の認定を公告するに当たって、公告後、収用法第 2 8 条の 3 の規定に基づき土地等の保全義務が生ずること及び収用法第 3 9 条第 1 項の規定による裁決を申請しなければならないこと等にかんがみ、公告の対象となる土地等の特定に注意しなければならない。

(認定の通知)

第20条 特措法第7条第2項の規定による土地等の所有者及び関係人への通知は、別記第14号様式による日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法による使用（収用）の認定について（通知）により、配達証明の取扱いをする郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者が提供する同条第2項に規定する信書便の役務うち配達証明の郵便に準ずる取扱いをするものとして防衛大臣が定めるもの（以下「配達証明郵便等」という。）をもってしなければならない。

（使用（収用）の廃止又は変更に関する報告及び通知）

第21条 特措法第8条第1項前段の規定による報告は、

別記第15号様式による使用（収用）の廃止又は変更について（報告）によりしなければならない。

- 2 特措法第8条第1項後段の規定による通知は、別記第16号様式による使用（収用）の廃止又は変更について（通知）によりしなければならない。

第6章 見積りによる補償金の支払

（見積りによる補償金の支払）

第22条 地方防衛局長は、収用法第46条の4第1項の規定により自己の見積りによる補償金を支払おうとするときは、補償金支払請求書の写し、見積りによる補償金の算定調書その他参考となる書類を地方協力局長に送付しなければならない。

- 2 収用法第46条の4第3項の規定による通知は、別記第17号様式による見積り補償金の支払通知書によりしなければならない。

第7章 裁決申請準備手続

（協議の確認の申請）

第23条 地方防衛局長は、収用法第116条第1項の

規定による協議の確認を申請するときは、同条第2項に規定する確認申請書案及び協議成立の経緯、協議確認申請の理由等を記載した書類を添付の上、地方協力局長に協議しなければならない。

(土地物件調査のための立入通知)

第24条 収用法第35条第2項の規定による通知は、別記第18号様式による立入通知書によりしなければならない。

(土地調書及び物件調書の作成)

第25条 収用法第36条第2項の規定による土地等の所有者及び関係人の立会及び署名押印の要請は、別記第19号様式による立会要請についてによりしなければならない。

(防衛大臣への立会及び署名押印の要請)

第26条 収用法第36条第4項の規定による防衛大臣の立会及び署名押印の要請は、別記第20号様式による立会要請についてによりしなければならない。

(土地調書等の作成手続の特例)

第 27 条 収用法第 36 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により土地調書を作成しようとする場合における同条第 2 項の申出書は、別記第 21 号様式による土地調書作成の特例手続の申出書とする。

2 収用法第 36 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により物件調書を作成しようとする場合における同条第 2 項の申出書は、別記第 22 号様式による物件調書作成の特例手続の申出書とする。

3 収用法第 138 条第 1 項において準用する収用法第 36 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により権利調書を作成しようとする場合における収用法第 138 条第 1 項において準用する収用法第 36 条の 2 第 2 項の申出書は、別記第 21 号様式の例によるものとする。

4 収用法第 138 条第 1 項において準用する収用法第 36 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定により立木、建物その他土地に定着する物件又は建物にある設備若しくは備品で当該建物の運営上これと一体的に使用されるべきものの調書又は物件調書を作成しようとする

場合における収用法第138条第1項において準用する収用法第36条の2第2項の申出書は、別記第22号様式の例によるものとする。

第28条 収用法第36条の2第5項の規定による通知は、同条第1項第1号に掲げる場合にあっては別記第23号様式による土地調書作成の特例手続の申出書に係る公告について（通知）により、同項第2号に掲げる場合にあっては別記第24号様式による物件調書作成の特例手続の申出書に係る公告について（通知）により、それぞれ配達証明郵便等をもってしなければならない。

2 収用法第138条第1項において準用する収用法第36条の2第1項第1号の規定により権利調書を作成しようとする場合における収用法第138条第1項において準用する収用法第36条の2第5項の規定による通知は、別記第23号様式の例により、収用法第138条第1項において準用する収用法第36条の2第1項第1号又は第2号の規定により立木、建物その他

土地に定着する物件又は建物にある設備若しくは備品で当該建物の運営上これと一体的に使用されるべきものの調書又は物件調書を作成しようとする場合における収用法第138条第1項において準用する収用法第36条の2第5項の規定による通知は、別記第24号様式の例により、それぞれ配達証明郵便等をもってしなければならない。

第8章 収用委員会の裁決

(裁決申請、明渡裁決の申立て及び裁決における留意事項)

第29条 地方防衛局長は、収用法第39条第1項の規定による裁決申請又は収用法第47条の3第1項の明渡裁決の申立てをしようとするときは、法令に規定する書類を完備するほか、特に次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 収用法第40条第1項第2号ハの使用の方法は、収用法第80条の2第1項の損失補償、収用法第81条第1項の使用に代わる収用の請求、

収用法第105条第2項前段の原状回復の請求等を考慮して、できるだけ具体的に記載すること。

(2) 収用法第40条第1項第2号ホ又は収用法第47条の3第1項第1号ニの損失補償の見積り及びその内訳は、駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償等要綱（昭和27年7月4日閣議了解）等に準じて算出し、記載すること。

2 地方防衛局長は、収用法第39条第1項の規定による裁決申請をしようとするとき、又は収用法第47条の3第1項の明渡裁決の申立てをしようとするときは、裁決申請にあつては裁決申請書案及びその添付書類を、明渡裁決の申立てにあつては明渡裁決申立書案及び収用法第47条の3第1項に規定する書類の案を添付の上、地方協力局長に協議しなければならない。

3 地方防衛局長は、裁決申請書及びその添付書類又は収用法第47条の3第1項に規定する書類の欠陥の補正、収用委員会の審理の経過等について、収用委員会

と終始連絡の上、速やかに裁決を得られるよう努力し、審理中における法律上その他の紛争については、遅滞なく、地方協力局長に報告しなければならない。

- 4 地方防衛局長は、収用委員会が裁決申請書及びその添付書類又は明渡裁決申立書及び収用法第47条の3第1項に規定する書類を受理したときは、その裁決申請書及びその添付書類又は明渡裁決申立書及び収用法第47条の3第1項に規定する書類の写しを地方協力局長に送付し、その旨を報告しなければならない。ただし、第2項において協議した裁決申請書案及びその添付書類又は収用法第47条の3第1項に規定する書類が欠陥の補正を命ぜられることなく受理された場合には、その裁決申請書及びその添付書類又は明渡裁決申立書及び収用法第47条の3第1項に規定する書類の写しを送付する必要はない。
- 5 地方防衛局長は、裁決が行われたときは、遅滞なく、裁決書を添付の上、地方協力局長に協議しなければならない。

第9章 測量、使用（収用）の廃止等による損失 の補償

（測量、調査等による損失の補償）

第30条 収用法第91条第1項の規定による補償は、損失を受けた者から別記第25号様式による測量、調査等による損失補償請求書を提出させた上で、駐留軍の用に供する土地等の賃借等の処理に関する訓令（平成19年防衛省訓令第76号。以下「処理訓令」という。）に規定する測量、調査等による損失の補償に準じて行わなければならない。

（使用（収用）の廃止、変更等による損失の補償）

第31条 収用法第92条第1項の規定による補償は、損失を受けた者から別記第26号様式による使用（収用）の廃止、変更、認定の失効又は裁決の失効による損失補償請求書を提出させた上で、処理訓令に規定する使用の廃止等による損失の補償に準じて行わなければならない。

（使用（収用）する土地等以外の土地等に関する損失

補償)

第 3 2 条 収用法第 9 3 条第 1 項の規定による補償は、
損失を受けた者から別記第 2 7 号様式による使用（収
用）する土地等以外の土地等の損失補償請求書を提出
させた上で処理訓令に規定する隣接財産の損失の補償
に準じて行わなければならない。

（前 3 条による損失補償の裁決申請）

第 3 3 条 地方防衛局長は、収用法第 9 4 条第 2 項の規
定により収用委員会の裁決を申請しようとするときは、
その裁決申請書案を添付の上、地方協力局長に協議し
なければならない。

第 1 0 章 使用（収用）に関する特別手続

（和解）

第 3 4 条 地方防衛局長は、収用法第 5 0 条第 1 項の規
定に基づき収用委員会が審理の途中において和解を勧
めたとき及び同条第 2 項の規定に基づき収用委員会に
和解調書の作成を申請しようとするときは、地方協力
局長に協議しなければならない。

(暫定使用のための担保の提供)

第35条 地方防衛局長は、特措法第15条第2項の規定による担保の提供をしようとするときは、見積りによる補償金の算定調書その他参考となる書類を地方協力局長に送付しなければならない。

(暫定使用による損失補償の裁決申請)

第36条 地方防衛局長は、特措法第17条第2項の規定により、収用委員会に土地収用法第94条第2項の規定による裁決を申請しようとするときは、その裁決申請書案を添付の上、地方協力局長に協議しなければならない。

第11章 土地等の返還

(土地等の返還通知)

第37条 地方防衛局長は、収用法第105条第1項及び特措法第11条第1項の規定により土地等を所有者及び関係人に返還しようとするときは、駐留軍から返還された民公有土地等の引渡し等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第75号）第6条の例により土地等

の所有者及び関係人に通知しなければならない。

(引渡調書の作成)

第38条 地方防衛局長は、引渡調書を作成するため特措法第13条第3項において準用する土地収用法第36条第2項及び第4項の規定による立会を要請しようとするときは、それぞれ第25条及び第26条の例によってしなければならない。

第39条 地方防衛局長は、第37条の規定により通知した土地等について、実弾、演習弾その他危険物等を調査し、及び処理したときは、当該土地等に係る引渡調書の返還時の状況欄に実弾、演習弾その他危険物等の調査及び処理の方法及び結果について記載するものとする。

第12章 土地等の返還に伴う損失補償等

(損失補償等の手続)

第40条 地方防衛局長は、収用法第105条第2項本文の規定に基づき土地等を原状に回復しなければならないとき、特措法第11条第1項及び第2項の規定に

基づき原状に回復しないで土地等の所有者及び関係人の受けた損失を補償しようとするとき、又は特措法第11条第3項の規定に基づき利得金を償還させようとするときは、地方協力局長に協議した上で、駐留軍から返還された民公有土地等の引渡し等に関する訓令の相当規定の例により処理しなければならない。

- 2 地方防衛局長は、特措法施行令第2条第2項の規定による建物所有者からの利得金の延納許可申請書を受理したときは、意見を添えて、地方協力局長に協議しなければならない。

第13章 緊急裁決

(緊急裁決の申立て及び裁決における留意事項)

- 第41条 地方防衛局長は、特措法第19条第1項の規定による申立てをしようとするときは、緊急裁決申立書案を添付の上、地方協力局長に協議しなければならない。

- 2 地方防衛局長は、緊急裁決申立書の緊急裁決を申し立てる理由欄に、特定土地等に係る明渡裁決が遅延す

ることによって当該特定土地等の使用（収用）に支障を及ぼすおそれがあること等緊急裁決をするに足りる具体的理由（特定土地等を使用（収用）する必要がある期日の見込み、その理由等）を詳細に記載しなければならない。

- 3 地方防衛局長は、特措法第19条第1項に規定する緊急裁決又は特措法第21条第1項に規定する補償裁決が行われたときは、遅滞なく、裁決書を添付の上、地方協力局長に協議しなければならない。

（仮住居による補償）

第42条 地方防衛局長は、特措法第26条において準用する公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号。以下単に「公共用地特措法」という。）第23条第1項の規定による要求は、別記第28号様式による仮住居提供要求書によりしなければならない。

- 2 地方防衛局長は、公共用地特措法第23条第1項の規定による要求をしようとするときは、仮住居提供要

求書案及び同項に規定する建物の所有者が仮住居を必要とする理由等を記載した書類を添付の上、地方協力局長に協議しなければならない。

3 地方防衛局長は、公共用地特措法第29条第2項の規定による収用委員会の確認を受けようとするときは、申請書案を添付の上、地方協力局長に協議しなければならない。

4 地方防衛局長は、収用委員会の確認を受けたときは、遅滞なく、確認書の写しを地方協力局長に送付しなければならない。

第14章 代行裁決等

(事件の送致の申立て)

第43条 地方防衛局長は、特措法第22条第1項の規定による申立てをしようとするときは、事件の送致の申立書案を添付の上、地方協力局長に協議しなければならない。

2 地方防衛局長は、特措法第22条第5項に規定する通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知の写しを地

方協力局長に送付しなければならない。

(代行裁決の請求)

第44条 特措法第23条第2項の規定による請求は、別記第29号様式による代行裁決請求書によりしなければならない。

2 地方防衛局長は、特措法第23条第2項の規定による請求をしようとするときは、代行裁決請求書案を添付の上、地方協力局長に協議しなければならない。

(裁決における留意事項)

第45条 地方防衛局長は、代行裁決等が行われたときは、遅滞なく、裁決書を添付の上、地方協力局長に協議しなければならない。

第15章 雑則

(現物給付の要求)

第46条 地方防衛局長は、公共用地特措法第46条の規定による現物給付の要求に対し回答をしようとするときは、回答案を添付の上、地方協力局長に協議しなければならない。

(生活再建等のための措置)

第47条 地方防衛局長は、公共用地特措法第47条第3項の規定による生活再建の協議に対し回答をしようとするときは、回答案を添付の上、地方協力局長に協議しなければならない。

(異例なものの処理)

第48条 地方防衛局長は、異例なものの処理については、地方協力局長に協議しなければならない。

(委任規定)

第49条 この訓令の実施に関し必要な事項は、地方協力局長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日省訓第36号)

- 1 この訓令は、行政不服審査法の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。
- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この訓令の施行前にされた行政庁の処分又はこ

の訓令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年 5 月 31 日省訓第 5 号）

- 1 この訓令は、令和元年 5 月 31 日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。

附 則（令和 2 年 1 2 月 2 8 日省訓第 6 7 号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和 2 年 1 2 月 2 8 日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）・（2）（略）

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式に

よるものとみなす。

- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

防 衛 大 臣 殿

防 衛 局 長

土 地 等 立 入 通 知 書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法による使用（収用）の準備のため、下記の土地等に立ち入りたいので、同法第14条の規定により適用される土地収用法第11条第1項ただし書の規定により、下記のとおり通知する。

記

- 1 立ち入ろうとする土地等の区域
- 2 立ち入ろうとする期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 3 土地等の占有者の住所氏名

注：1 立ち入ろうとする土地等の区域は、土地の場合は登記簿の記録により表示し、建物の場合は適宜特定できるように表示すること。ただし、登記簿に記録がないとき、又は立ち入ろうとする土地が広範囲にわたる場合で本文によって表示することが適当でないときは、適当な縮尺の平面図を添付し、郡、市区町村及び字をもって表示すること。

2 土地等の占有者の住所氏名を確認することができない場合は、その旨を記載すること。

防 衛 大 臣 殿

防 衛 局 長

土 地 等 立 入 通 知 書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法による使用（収用）の準備のため、同法第14条の規定により適用される土地収用法第11条第3項の規定により、下記のとおり土地等に立ち入るので、同法第12条第1項の規定により通知する。

記

	立ち入ろうとする日時	立ち入ろうとする場所	土地等の占有者の住所	氏名
1				
2				
3				

- 注：1 立ち入ろうとする日時、立ち入ろうとする場所及び土地等の占有者の住所、氏名は、それぞれ照応するものでなければならない。
- 2 立ち入ろうとする場所は、地番まで記載すること。
- 3 土地等の占有者の住所、氏名を確認することができない場合は、その旨を記載すること。

防 衛 大 臣 殿

防 衛 局 長

障 害 物 伐 除 許 可 申 請 書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法による使用（収用）の準備のため、同法第14条の規定により適用される土地収用法第14条^{第1項}第3項の規定により、測量及び調査の障害となる物件について、下記のとおり伐除の許可を申請する。

記

- 1 伐除の目的
- 2 障害物の所在する地点
- 3 障害物の種類及び数量
- 4 障害物の所有者及び占有者の住所氏名
- 5 伐除の方法及び範囲
- 6 伐除の時期又は期間
- 7 伐除許可申請の理由

注：1 障害物の所在する地点には、地番を記入すること。ただし、地番記入が困難なときには字の名称により、適当な縮尺の平面図を添付すること。

2 障害物の種類及び数量は、その概数を簡明に記載すること。

3 伐除許可申請の理由は、拒絶、面接不能、居所不明等申請に至った事情を具体的に記載すること。

土地収用法第14条第3項の規定による許可を受けようとする場合は、あらかじめ所有者及び占有者の同意を得ることが困難である事情を述べ、障害物の現状の損傷の程度等を記載するものとする。

4 不用の文字は削ること。

防 衛 大 臣 殿

防 衛 局 長

試 掘 等 許 可 申 請 書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法による使用（収用）の準備のため、同法第14条の規定により適用される土地収用法第14条第1項の規定により、下記のとおり、試掘等の許可を申請する。

記

- 1 試掘等の目的
- 2 試掘等を行う地点
- 3 試掘等を行うに必要な土地の面積及び種類
- 4 障害物の種類及び数量
- 5 土地及び障害物の所有者及び占有者の住所氏名
- 6 試掘等の方法及び範囲
- 7 試掘等の時期又は期間
- 8 試掘等許可申請の理由

- 注：1 試掘等の目的は、その内容を具体的に記載すること。
- 2 試掘等を行う地点は、障害物伐除許可申請書の注を参照のこと。
- 3 試掘等の方法及び範囲は、試掘、試すい及び伐除の実施方法、規模等を記載すること。
- 4 試掘等許可申請の理由は、障害物伐除許可申請書の注を参照のこと。

（所有者及び占有者）殿

防 衛 局 長

障 害 物 伐 除 通 知 書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第14条の規定により適用される土地収用法第14条第1項の規定により、防衛大臣の許可を受けたので、下記のとおり障害物を伐除いたしたく、同条第2項の規定により通知します。

記

- 1 障害物の所在する土地
- 2 障害物の種類及び数量
- 3 伐除の方法及び範囲
- 4 伐除の時期又は期間
- 5 伐除する物件の位置

添付書類：障害物伐除許可証の写し

注：1 土地の表示は、できる限り障害物の所在地の地番までを記載するものとし、地番を確知できない場合は適当な縮尺の平面図を添付し、障害物を特定するよう記載すること。

2 通知書において引用する法律の各条項を抜き書きして添付すること。

（所有者及び占有者）殿

防 衛 局 長

試 掘 等 通 知 書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第14条の規定により適用される土地収用法第14条第1項の規定により、防衛大臣の許可を受けたので、下記のとおり土地の試掘等を行いたく、同条第2項の規定により通知します。

記

- 1 試掘等の内容
- 2 試掘等を行おうとする土地
- 3 試掘等の方法及び範囲
- 4 試掘等を行う時期又は期間
- 5 伐除する物件の処置

添付書類：土地の試掘等許可証の写し

- 注：1 試掘等の内容は、試掘、試すい及びこれらに伴う障害物の伐除のうち必要なものを記載すること。
- 2 通知書において引用する法律の各条項を抜き書きして添付すること。

（所有者及び占有者）殿

防 衛 局 長

障 害 物 伐 除 通 知 書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第14条の規定により適用される土地収用法第14条第3項の規定により、防衛大臣の許可を受け、下記のとおり障害物を伐除したので通知します。

記

- 1 障害物の所在した土地
- 2 障害物の種類及び数量
- 3 伐除の方法及び範囲
- 4 伐除を行った時期又は期間
- 5 伐除した物件の処置

添付書類：障害物伐除許可証の写し

- 注：1 通知書において引用する法律の各条項を抜き書きして添付すること。
2 損失補償の請求方法についても併せて通知することが望ましい。

防 衛 大 臣 殿

防 衛 局 長

あ っ せ ん 申 請 書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第14条の規定により適用される土地収用法第15条の2第1項の規定により、下記事案についてあっせん委員のあっせんに付されたく申請する。

記

- 1 紛争に係る土地等の所在地、種類及び数量の概数
- 2 相手方の住所氏名
- 3 申請の趣旨
- 4 紛争の問題点及び交渉経過の概要
- 5 その他あっせんを行うに参考となる事項

- 注：1 紛争に係る土地等の所在地、種類及び数量の概数は、郡市区町村字名、地番、地目、地積等を記載すること。
- 2 相手方の住所氏名は、関係人があれば併せてその住所氏名を記載すること。
- 3 申請の趣旨は「○○村内に所在する土地等を駐留軍の用に供するに当たり相手方○○と土地等の補償額について協議が成立しないため、あっせんにより土地等を使用（買収）したいので、申請する。」等と記載すること。
- 4 その他あっせんを行うに参考となる事項は、補償金の見積額、その積算根拠、使用の方法及び期間、買収時期等を記載し、使用（買収）する土地等の図面を添付すること。

防 衛 大 臣 殿

申請者
住 所
氏 名
防 衛 局 長

仲 裁 申 請 書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第14条の規定により適用される土地収用法第15条の7第1項の規定により、下記事案について仲裁委員による当該紛争の仲裁を申請する。

記

- 1 申請の趣旨
- 2 紛争に係る土地等を特定するに足りる事項
- 3 土地等の取得に関して関係当事者間において成立した合意（当該土地等の取得に際しての対償に関するものを除く。）の内容
- 4 紛争に係る交渉経過の概要その他仲裁を行うに参考となる事項

注：1 紛争に係る土地等を特定するに足りる事項は、郡市区町村字名、地番、地目、地積等を記載し、使用（買収）する土地等の図面を添付すること。

2 その他仲裁を行うに参考となる事項は、補償金の見積額、その積算根拠を記載すること。

3 仲裁契約について証書があるときは、当該証書又はその写しを添付するものとする。

（所有者及び関係人）殿

防 衛 局 長

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第4条第1項に規定する意見書の提出依頼について

下記土地等について、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第4条第1項の規定に基づく使用（収用）の認定を申請するに当たり、同項の御意見を承りたく依頼します。

なお、お手数ではありますが、意見書は来る 年 月 日までに御提出下さい。

記

- 1 使用（収用）の認定を申請しようとする土地等
 - ア 所在地
 - イ 種類
 - ウ 数量
- 2 駐留軍の使用目的及び使用方法

注： 文書において引用する法律の各条項を抜き書きして添付すること。

別記第 1 1 号様式（第 1 3 条関係）

疎 明 書

令和 年 月 日付け第 号をもって所有者（関係人） に対し、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第 4 条第 1 項の意見を照会したが、今日に至るもその回答が得られないので、疎明書をもってこれに代えるものである。

令和 年 月 日

防 衛 局 長

添付書類：令和 年 月 日付け第 号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第 4 条第 1 項に規定する意見書の提出依頼についての写し

別記第12号様式（第15条関係）

使用（収用）認定申請土地の農業用地調書

所在	地番	種別	地 積 (㎡)		使用(収用) しようとする面積(㎡)	備 考
			実 測	登記簿上		
合 計						施設及び区域の総面積 ㎡
						認定申請土地 ㎡

令和 年 月 日

防 衛 局 長

注：1 種別欄には、農地（田畑等の区別も併記）、採草放牧地の区別を記載すること。

2 備考欄には、必要とするときは、現在の用途状況等を記載すること。

防 衛 大 臣 殿

防 衛 局 長

使用（収用）の廃止又は変更について（報告）

令和 年 月 日付けをもって日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第5条による使用（収用）の認定のあった下記土地等については、これを使用（収用）する必要がなくなったので、同法第8条第1項前段の規定により報告する。

記

使用（収用）の認定を受けた地方防衛局長の名称			防衛局長	
使用（収用）する必要がなくなった土地等	所 在			
	種 類	地 番	数 量	備 考
使用（収用）する必要がなくなった理由				

（先取特権者、質権者及び抵当権者）殿

防 衛 局 長

見 積 り 補 償 金 の 支 払 通 知 書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第14条の規定により適用される土地収用法第46条の4第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 支払に係る土地等の所在、地番及び地目等
- 2 支払に係る権利の種類及び内容
- 3 支払の相手方の住所氏名

注： 文書において引用する法律の各条項を抜き書きして添付すること。

（占有者）殿

防 衛 局 長

立 入 通 知 書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第14条の規定により適用される土地収用法第35条第1項の規定により、下記のとおり土地等に立ち入りたいので、同条第2項の規定により通知します。

記

- 1 立ち入ろうとする土地等の所在
- 2 立ち入ろうとする時期又は期間
- 3 立入りの目的

注： 通知書において引用する法律の各条項を抜き書きして添付すること。

（所有者及び関係人）殿

防 衛 局 長

立 会 要 請 に つ い て

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第14条の規定により適用される土地収用法第36条第1項の規定により土地調書及び物件調書を作成するので、同条第2項の規定により、下記のとおりあなたの立会い及び署名押印を依頼します。

記

- 1 土地等の所在
- 2 立会いの日時及び場所

注： 文書において引用する法律の各条項を抜き書きして添付すること。

防 衛 大 臣 殿

防 衛 局 長

立 会 要 請 に つ い て

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第14条の規定により適用される土地収用法第36条第1項の規定により土地調書及び物件調書を作成するので、同条第4項の規定により、下記のとおり、防衛大臣又は防衛大臣が指名する者の立会い及び署名押印を依頼する。

記

- 1 土地等の所在
- 2 土地等の所有者及び関係人の住所氏名
- 3 立会い及び署名押印を依頼する理由
- 4 立会いの日時及び場所
- 5 使用（収用）認定の告示の年月日及び番号

注：1 土地等の所有者及び関係人の住所氏名は、過失なくして知ることができない場合はその旨を疎明すること。

2 立会い及び署名押印を依頼する理由は、土地等の所有者又は関係人の署名押印拒否、不能等の理由を具体的に記載すること。

防 衛 大 臣 殿

防 衛 局 長

土 地 調 書 作 成 の 特 例 手 続 の 申 出 書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第14条の規定により適用される土地収用法第36条の2第1項の規定により土地調書を作成したいので、同条第2項の規定により申し出る。

記

- 1 使用（収用）認定の告示の年月日
- 2 特例手続の対象地の所在
- 3 当該対象地の土地の所有者及び当該土地に関して権利を有する関係人（地方防衛局長が過失なくして知ることができない者を除く。）の数
- 4 3のうち、補償金の見積額が政令で定める額以下の者の数

注： 3及び4は、特例手続の対象となる1筆の土地ごとに記載すること。

防 衛 大 臣 殿

防 衛 局 長

物 件 調 書 作 成 の 特 例 手 続 の 申 出 書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第14条の規定により適用される土地収用法第36条の2第1項の規定により物件調書を作成したいので、同条第2項の規定により申し出る。

記

- 1 使用（収用）認定の告示の年月日
- 2 特例手続の対象地の所在
- 3 当該対象地にある物件に関して権利を有する関係人（地方防衛局長が過失なくして知ることができない者を除く。）の数
- 4 3のうち、補償金の見積額が政令で定める額以下の者の数

注： 3及び4は、特例手続の対象となる1筆の土地ごとに記載すること。

（所有者及び関係者） 殿

防 衛 局 長

土地調書作成の特例手続の申出書に係る公告について（通知）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第14条の規定により適用される土地収用法第36条の2第3項の規定に基づき下記事項の公告があったので、同条第5項の規定により通知します。

当該公告に係る土地調書の写しは において、公告の日から1箇月間縦覧に供されます。

なお、同調書の記載事項について異議があれば、縦覧期間（1箇月間）内に地方防衛局長に、その内容を記載した異議申出書を提出してください。

記

- 1 地方防衛局長の名称
- 2 土地の所在地

注： 文書において引用する法律の各条項を抜き書きして添付すること。

（所有者及び関係者） 殿

防 衛 局 長

物件調書作成の特例手続の申出書に係る公告について（通知）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第14条の規定により適用される土地収用法第36条の2第3項の規定に基づき下記事項の公告があったので、同条第5項の規定により通知します。

当該公告に係る物件調書の写しは において、公告の日から1箇月間縦覧に供されます。

なお、同調書の記載事項について異議があれば、縦覧期間（1箇月間）内に地方防衛局長に、その内容を記載した異議申出書を提出してください。

記

- 1 地方防衛局長の名称
- 2 物件の所在地

注： 文書において引用する法律の各条項を抜き書きして添付すること。

年 月 日

防衛局長 殿

請求者 住所
氏名

測量、調査等による損失補償請求書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第14条の規定により適用される土地収用法第91条第1項の規定により、下記のとおり補償を請求する。

記

- 1 損失を受けた原因
- 2 損失の内容
- 3 補償請求額及びその積算根拠
- 4 その他参考となる事項

年 月 日

防衛局長 殿

請求者 住 所
氏 名

使用（収用）の廃止、変更、認定の失効又は裁決の失効による
損失補償請求書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第14条の規定により適用される土地収用法第92条第1項の規定により、下記のとおり補償を請求する。

記

廃止（変更）をした

- 1 使用（収用）の認定が失効した 土地等の認定公告前の状況
裁決が失効した
- 2 損失の事実
 - ア 発生場所
 - イ 発生時期
 - ウ 損失の内容
- 3 補償請求額及びその積算根拠
- 4 その他参考となる事項

注： 不用の文字は削ること。

防衛局長 殿

請求者 住 所
氏 名

使用（収用）する土地等以外の土地等の損失補償請求書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第14条の規定により適用される土地収用法第93条第1項の規定により、下記のとおり ^{工事費の補償} を請求する。
工事の代行

記

- 1 使用（収用）の土地等の所在
- 2 工事を必要とする土地等の所在、種類及び数量
- 3 工事の内容
- 4 補償請求額及びその積算根拠
(工事の代行の場合は、工事の代行を必要とする理由)
- 5 その他参考となる事項

注： 不用の文字は削ること。

収 用 委 員 会 殿

防 衛 局 長

仮 住 居 提 供 要 求 書

年 月 日に裁決を申請しました事件について、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第26条において準用する公共用地の取得に関する特別措置法第23条第1項の規定により、仮住居に要する費用に充てるべき補償金に代えて、下記のとおり仮住居を提供することを要求します。

記

- 1 仮住居の提供に係る土地等の所在、地番及び地目等
- 2 仮住居の位置
- 3 仮住居の構造
- 4 仮住居の規模
- 5 仮住居の提供期間
- 6 その他仮住居に関して参考となる事項

文 書 番 号
年 月 日

防 衛 大 臣 殿

防 衛 局 長

代 行 裁 決 請 求 書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第23条第2項の規定により、下記のとおり収用委員会に代わって裁決を行うことを請求する。

記

- 1 代行裁決の請求に係る土地等の所在、地番及び地目等
- 2 権利取得裁決の有無及び既にされているときは、その年月日
- 3 土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期日
- 4 代行裁決を請求する理由